

第36回 農業委員会総会議事録

平成29年6月21日開会

中標津町農業委員会

平成29年6月21日、第36回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 8番 飯 島 浩
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 13番 本 田 信 幸
- 14番 本 田 芳 明
- 15番 纒 坂 尚 久
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 4番 赤波江 信 二
- 12番 杉 本 公 也

附議した案件

- 議案第 182 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 183 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 184 号 現況証明願いについて
議案第 185 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 186 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について
議案第 187 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
報告第 102 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
報告第 103 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画利用権設定等変更届について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第36回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
11番、氏家泰夫委員。
14番、本田芳明委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

- 事務局長 5月25日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
5月29日に北海道農業会議主催により、北海道選出国會議員要請集会在星陵会館で9時5分から開催され、全道から総勢188名が参加し、「平成30年度農業政策・予算に関する要望」を国會議員13名及び議員秘書のご出席を頂き、与党・野党別に行っております。
同日午後12時30分からは東京・文京シビックホールを会場として平成29年度

全国農業委員会会長大会が開催され、全国から市町村の農業委員会会長、都道府県農業会議役職員、関係者など約 1,800 人が結集しました。会長、事務局長が出席しております。

大会前に、第 9 回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰式が執り行われ、農林水産大臣賞 1 団体、農村振興局長賞 1 団体、全国農業会議所会長特別賞 2 団体、外 20 団体が表彰されました。

会長大会は、主催者あいさつの後、来賓として山本農林水産大臣、北村衆議院農林水産委員長よりあいさつがありました。議事につきましては、農業・農村の持続的発展と競争力強化に向けた政策提案と、新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動の申合せ決議をしております。

また、同日、根室地方農業委員会連合会で地元選出国會議員に対し、衆議院議員会館において代議士と面談し独自要請を行っております。

6 月 1 日には計根別農協の通常総会が開催され、平成 29 年度事業計画などが審議されております。会長が出席しております。

6 月 8 日には中標津町農協通常総会が開催され平成 29 年度事業計画などが決定されております。会長が出席しております。

6 月 15 日、中標津町、両農協、農業委員会で組織します、中標津町農業後継者対策協議会の総会を役場 102 号会議室で開催し、平成 28 年度事業報告、平成 29 年度事業計画等が審議され決定されました。29 年度計画では、秋季、冬季交流会の開催や「北海道農業青年と関西女性との交流推進協議会」の今後の取組みについて協議しております。

次に、中標津町農業者年金協議会代議員総会を役場 202 号会議室で 6 月 16 日に開催しております。昨年度の農業者年金の加入促進実績、事業報告、収支報告、及び平成 29 年度の研修会等の事業計画を協議し決定しております。

最後に中標津町議会定例会が 6 月 19 日から 23 日の日程で開催されております。19 日に会長が出席しております。以上会務報告といたします。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程 3、報告第 102 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第 102 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知」(1) 及び (2) について、事務局よりご説明申し上げます。議案の 31 ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 57,283 ㎡ほか 3 筆、合計 79,002 ㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 26 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 6 月 1 日。6、解約の理由、合意解約。
この案件につきましては、議案第 185 号 (1) に関連するもので、近隣農家へ賃

貸借していた農地について、近隣農家へ賃貸借するため、期間内解約するものです。議案の32ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、別海町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 54,790 m²ほか 11 筆、合計 244,259 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 26 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 6 月 7 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 185 号(4)から(6)に関連するもので、農地所有適確法人へ賃貸借していた農地について、近隣農家へ賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程 4、議案第 182 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田芳明委員。

本田芳明委員 議案第 182 号(1)について説明致します。3 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、採草放牧地、面積 13,826 m²の内 6,500 m²ほか 2 筆、合計畑 38,900 m²、採草放牧地 6,500 m²。利用目的、牧草畑。

3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大のため。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 29 年 6 月 21 日から平成 31 年 5 月 31 日。6、価格、年 100,000 円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇氏の所有地を、近隣農家へ相対で賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第183号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました議案第183号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。6ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、61,079㎡の内19,273㎡ほか1筆、合計畑19,729㎡。3、許可を受けようとする事由、砂採取のため。4、転用の期間、平成29年7月19日から平成30年7月18日。5、権利の種類、賃貸借権。6、採取量、砂28,228㎡。7、最大切深11.20m。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、砂採取のため申請があったもので、平成23年より継続して着手しているところです。申請地については、平成28年の継続地で、今回の申請面積は19,729㎡となっております。平成29年6月13日に第5地区推進班で現地確認を行い、資源採取のための一時転用であり、採取後においては高低差やうねりを解消し、一体的な土地利用が可能になるものと判断し、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程6、議案第184号「現況証明願いについて」を上程致します。
地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました、議案第184号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。9ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 1,233 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、議案第186号(1)に関連するもので、地目変更登記のため申請があったものです。申請者が所有していた農地を農地中間管理機構による買入するにあたり、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が宅地となっていた土地について地目変更するものです。

平成28年11月4日、第5地区推進班で土地評価した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第185号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第185号(1)から(2)について説明いたします。12ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 57,283 m²ほか3筆、合計畑 79,008.86 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年6月22日から平成30年6月21日まで。6、価格、年156,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。経営作目、〇〇〇〇。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、貸主より所有農地を賃貸したい旨の申し出があり、地区内で協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。14ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況採草放牧地、面積6,883㎡ほか4筆、合計採草放牧地102,610㎡、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,211,000円。6、資金調達方法、経済改善資金2,210,000円、自己資金1,000円。

7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、〇〇〇〇。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第185号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(3)について説明いたします。

16ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積73,908㎡の内18,000㎡。

利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年7月1日から平成30年6月30日まで。6、価格、年72,000円。7、資金調達方法、自己資金。

8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を

満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) から (6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田芳明委員。

本田芳明委員 議案第185号(4)から(6)について説明いたします。

なお、貸主が同一なことから氏名等省略し一括して説明いたします。

18ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積43,687㎡ほか2筆、合計畑129,622㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年7月1日から平成30年3月31日まで。6、価格、年350,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。19ページをお開きください。

(5) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積54,790㎡ほか3筆、合計畑74,284㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年7月1日から平成30年3月31日まで。6、価格、年240,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。20ページをお開きください。

(6) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積944㎡ほか4筆、合計畑40,353㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年7月1日から平成30年3月31日まで。6、価格、年110,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、貸主より所有農地を賃貸したい旨の申し出があり、地区内で協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第185号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(7)について説明いたします。22ページをお開きください。

(7)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積27,316㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年7月1日から平成29年12月31日まで。6、価格、年146,800円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了したことに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第185号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 8、議案第 186 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました、議案第 186 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。25 ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日、平成 28 年 11 月 4 日。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、26 ページのとおりであります、合計 12 筆、511,832㎡です。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5 年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、要請致します。
日程 9、議案第 187 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

ここで、会議規則第 16 条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

……………(〇〇委員退席後)……………

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第 187 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。28 ページをお開きください。
平成 28 年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇。

平成29年度分といたしまして、(有)〇〇〇〇、〇〇〇〇(有)、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇。以上12件の提出がありました。

平成29年5月24日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。

以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり、承認されました。
日程10、報告第103号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画利用権設定等変更届について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第103号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画利用権設定等変更届」(1)について、事務局よりご説明申し上げます。
議案の34ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、面積46,631㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。
4、契約期間、平成26年1月1日から平成30年12月31日まで。5、変更前賃貸料150,000円。6、変更後賃貸料120,000円。
この案件につきましては、〇〇氏から〇〇氏へ賃貸借していた農地について、貸主、借主の協議による合意のうえ、賃借料を変更するものです。以上報告致します。

議長 以上で、報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
ここで、改選前最後の総会となりますので、一言お話をさせていただきます。
昨年4月に農業委員会法が改正され、公職選挙法から選任制へと農業委員の改選方法が変わりました。4月から公募が始まり、18名の定員に18名の応募がありました。その後、評価委員会で要件を満たしていることが確認され、今後、議会の承認を得て新しい農業委員が決定いたします。18名のうち8名が新しい方、8人の

委員が勇退されるということで、長い間、農地の集積等、農業委員会活動にご尽力いただきありがとうございました。残りの10名の方は再任されるということで、今までと変わらず、また今まで以上に地域農業の発展にご尽力いただければと思います。

ここで、私事ですが、農業委員を6期18年間、努めさせて頂きました。最初は何も分からず、あっという間に過ぎた6年間でした。そのような中、当時メジャーではなかった農業委員会だよりの発行に取り組みました。今では発行する市町村も増えてきましたが、当時は少なく、農業委員会の業務を農業者等に伝えるために、町に予算を要望して行ったのを覚えています。また、農地法5条一時転用の砂利採取では、採取後の農地の復元に目に余るものがあり、基準をきつくして対応することとしたため、夜遅くに委員会を開いたり、臨時総会を開いたりしたことを思い出します。大変苦勞しましたが、今となっては各所にご理解をいただき、いい方向に進んだと感じています。

その後は全道の年金協議会の理事を6年間務めました。関係機関と連携しながら、年金の加入推進に力を入れ、8年間で210名ほどの新規加入となり、理事長表彰もたくさんいただくことができました。皆さんが年金を受給される頃、感謝していただけるのかなと考え、一生懸命取り組みをさせていただきました。

最後の3年間は、根室地方連会長として、農業会議理事、常設審議委員として、務めさせていただきました。農業委員会法改正の真っ只中で、公選制の廃止など、残念ながら全道各地の思いや要望に応える結果とはなりませんでした。その一員として参加できたことが光栄でありました。

特に会長をさせていただいた9年間は、農協をはじめとする関係機関の方々、農業委員会の職員の方々、ほかたくさんの方々に大変お世話になり、無事に務めることができました。皆さん、長期間にわたり、本当にありがとうございました。

これもちまして、第36回総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 11時10分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月21日

会 長 安 田 稔 _____

11番 氏 家 康 夫 _____

14番 本 田 芳 明 _____